

○国立大学法人千葉大学医学部附属病院監査委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人千葉大学の組織に関する規則第34条第3項の規定に基づき、国立大学法人千葉大学医学部附属病院監査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、千葉大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における医療に係る安全管理及び特定臨床研究（医療法施行規則（昭和23年厚労省令第50号）第6条の5の3第1号又は第2号で定める基準に従って行う臨床研究をいう。以下同じ。）の実施に関する業務の実態を把握し、監査することにより、医療に係る安全管理及び特定臨床研究の適正な実施を確保することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、監事及び監査室との連携の下、次に掲げる病院業務について監査を行う。

- 一 医療に係る安全管理に関すること。
- 二 特定臨床研究の業務執行の状況に関すること。
- 三 その他委員長が必要と認める病院業務に関すること。

2 委員会は、毎事業年度1回、医学部附属病院長（以下「病院長」という。）に対し、前項第1号から第3号までに掲げる業務の適正な実施に関する業務の執行状況の報告を求めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要と認めるときは、病院長に業務の執行状況の報告を求めることができる。

4 委員会は、監査の結果に基づき、監査結果報告書を作成し、監査終了後、速やかに学長及び病院長に提出するとともに、是正すべき事項がある場合には、学長又は病院長に対し、速やかに是正措置を講ずるよう意見を表明する。

5 学長又は病院長は、前項に規定する意見に基づき、速やかに是正措置を講じ、その結果を委員会に回答しなければならない。

6 委員会は、監査の結果について速やかに公表する。

(組織)

第4条 委員会は、学長が選任する次の各号に掲げる委員3名以上をもって組織する。

- 一 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者 1名以上
- 二 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（前号に掲げる者を除く。） 1名以上
- 三 病院管理の経験を有する者 1名以上

2 委員の過半数は、病院と利害関係のない有識者（以下「外部有識者」という。）とし、前項第1号の委員を含むものとする。

3 前項の外部有識者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- 一 過去10年以内に病院と雇用関係にないこと。

二 委員に属する年度を含む過去3年度の期間において、年間50万円を超える額の寄附金・契約金等（委員会に係る費用を除く。）を病院から受領していないこと。

4 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員長は、外部有識者から、学長が選任する。

2 委員長は、委員会を主宰する。

（副委員長）

第6条 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

（委員の公表等）

第7条 学長は、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出するとともに、これを公表する。

（委員会の開催）

第8条 委員会は、年2回を定例として開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

（議事）

第9条 委員会は、次の各号に掲げる要件を満たさなければ議事を開くことができない。

一 委員の過半数が出席すること。

二 外部有識者が1名以上出席すること。

（委員以外の出席）

第10条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（事務）

第11条 委員会の事務は、監査室の協力を得て、医学部附属病院総務課において処理する。

（雑則）

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月1日）

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。